

国保だより



長崎市の国民健康保険被保険者証が平成27年8月からカードになります



平成27年8月からカード（名刺サイズなみ）になります。

現在はご家族で1枚の保険証ですが、おひとり1枚のカードになります。平成27年7月中に郵送する予定です。

現在、有効期限が7月末までの保険証（緑色か紫色）を使用していただいておりますが、新しい保険証が届くまで、お持ちの保険証を大切にしてください。



限度額適用認定証について



●現在、限度額適用認定証をお持ちでないかた

外来受診者	事前手続き	病院・薬局へ
70歳未満のかた 70歳以上の非課税世帯のかた ※下の表区分、A・B・C及び 低所得Ⅰ・低所得Ⅱのかた	国保課・行政センター・支所に保険証を持参して限度額適用認定証の申請をしてください	限度額適用認定証を保険証等と一緒に窓口に表示してください
70歳以上課税世帯のかた ※下の表区分、一定以上所得者及び一般のかた	必要ありません	保険証と高齢受給者証を窓口に表示してください

※非課税世帯とは、世帯主と被保険者全員が非課税である世帯のことです。

○一箇所の病院・薬局等で高額になる場合です。

○複数の病院で高額療養費の合算対象になる場合は、併せて使用することは出来ませんので、高額療養費の申請が必要です。※申請の際には必ず領収書をお持ちください。

○現在限度額適用認定証をお持ちのかたは、そのまま使用できます。

○限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も必要のかたは、8月になってから、再度窓口で申請してください。（7月中は8月以降の限度額適用認定証は発行できません）

自己負担限度額（月額）

70歳未満のかた

区分		自己負担限度額（月額）			標準負担額	
証の表示		所得要件	3回目まで	4回目以降	（食事） 1食あたり	
平成26年 12月以前	平成27年 1月以降					
A	ア	住民税課税世帯	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算）	140,100円	260円	
	イ		167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算）	93,000円		
	B		ウ	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算）		44,400円
			エ	57,600円		44,400円
C	オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 （160円）	

※過去12ヶ月の間に、高額療養費の支給を4回以上受けた場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。

※標準負担額の（ ）内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

自己負担限度額（月額）

70歳以上のかた

区分	高額療養費		標準負担額 （食事）1食あたり
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	
現役並み所得者 （負担割合3割）	44,400円 （22,200円）	80,100円（40,050円） （医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算） 過去12ヶ月間に外来＋入院（世帯単位）の自己負担限度額 を超える支給が4回以上あったときは、 4回目以降44,400円（22,200円）	260円
一般	12,000円 （6,000円）	44,400円（22,200円）	210円 （160円）
低所得Ⅱ	8,000円 （4,000円）	24,600円（12,300円）	
低所得Ⅰ	8,000円 （4,000円）	15,000円（7,500円）	

※（ ）内の金額は75歳到達月での限度額となります。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

※標準負担額の（ ）内の金額は、入院日数が90日を超える場合です。

保険証・限度額適用認定証についてのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係まで（☎095-829-1136）

平成27年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月中旬に発送する予定です

平成27年度の国保税の計算方法

年税額	所得割額	均等割額	平等割額
基礎課税額 課税限度額52万円	課税標準額 ×8.1%	1人につき 24,800円	1世帯につき 18,400円
+	+	+	+
後期高齢者支援金等課税額 課税限度額17万円	課税標準額 ×1.5%	1人につき 4,800円	1世帯につき 3,500円
+	+	+	+
介護納付金課税額 課税限度額16万円	課税標準額 ×2.3%	1人につき 8,700円	1世帯につき 4,900円

※課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額が国保の課税標準額です。

※税率は平成26年度と変わりません。ただし、基礎課税額の課税限度額が51万円から**52万円**に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が16万円から**17万円**に、介護納付金課税額の課税限度額が14万円から**16万円**に変更になりました。

減額制度について

前年中の所得が一定以下の世帯については、税負担を軽くするため均等割額と平等割額が次の割合で軽減されます。

減額判定の対象となる所得	判定基準	減額割合
世帯主の所得	①33万円以下	7割減額
+	②33万円 + { 26万円 × (被保険者数(世帯主を含む) + 後期高齢者医療制度への移行者数) }	以下 → 5割減額
被保険者の所得		
+	③33万円 + { 47万円 × (被保険者数(世帯主を含む) + 後期高齢者医療制度への移行者数) }	以下 → 2割減額
後期高齢者医療制度に移行したかたの所得		

※平成27年度より、5割減額及び2割減額の対象者が拡大されました。

②の5割減額については、24万5千円から**26万円**に、③の2割減額については、45万円から**47万円**に変更になりました。

後期高齢者医療制度への移行に伴う減額について

- ①後期高齢者医療制度に移行したかたがいた場合、移行後も同じ減額割合となるように、後期高齢者制度に移行したかたも含めて減額割合の判定をします。（移行したかたが転出したり、世帯主変更があった場合等は、再判定します。）
- ②後期高齢者医療制度に移行し、残った国保被保険者が1人となる場合、国保世帯の基礎課税分と後期高齢者支援金等課税額分の平等割額が、移行後の5年間は半額減額されます。また、5年経過後の3年間も4分の1が減額されます。
- ③75歳以上のかたが社会保険などの保険から長寿（後期高齢者）医療制度に移行することによって、その保険の被扶養者だった75歳未満のかたは国保に加入し、新たに保険税を負担するようになります。このうち65歳以上のかた（旧被扶養者）については、所得割額が全額減免されます。また、7割・5割減額に該当する場合を除き、均等割額が半額減免され、旧被扶養者のみで構成される世帯については平均割額も半額減免されます。

※上記の減額制度については自動的に適用されますので、申請の必要はありません。

国保税の特別徴収(年金天引き)について

国保税の年金からの特別徴収(年金天引き)は、次の①～③のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 65歳以上75歳未満の被保険者のみで構成されている世帯で
- ② 世帯主が特別徴収の対象となる年金を年額18万円以上受給しており
- ③ 国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる年金の支給額の1/2を超えないかた

※擬制世帯(世帯主が国保の被保険者でないときでも、その世帯内に被保険者がいる世帯)及び世帯の中に年度の途中で75歳になるかたがいる場合は、特別徴収の対象とはなりません。

※年度の途中で税額の変更があった場合などには、普通徴収に切り替えることがあります。

対象となるかたについては、1年間の国保税額を6回に分けて、偶数月に支給される年金から天引きさせていただきます。4月と6月は、年度の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。

8月以降は、確定した年税額から納付済の税額を差し引いた残りの額を4回に分けて徴収します。

なお、平成27年度の特別徴収の対象となるかたについては、事前に通知書を送付しています。

口座振替で納付することもできます

国保税が特別徴収(年金天引き)となるかたは、お申し出により、口座振替により納付できます。

これまで口座振替を利用されていなかったかたは、金融機関で口座振替の手続きが必要です。

通帳・届出印と納税通知書等をお持ちいただき手続きをお願いします。

また、十八・親和・ゆうちょ銀行をご希望のかたは、収納課の窓口で口座申込の手続きができます。

手続きの際にはキャッシュカードと健康保険証等の本人確認ができるものをご持参ください。

ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。

また、申し出後、口座振替による納付ができないときは、年金からの天引きに変更することがあります。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたへの国保税の軽減について

倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な事由により離職され、失業等給付を受けるかたについては、国保税が軽減されます。

【対象となるかた】

ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証により、

雇用保険の**特定受給資格者**(倒産・解雇による離職)
雇用保険の**特定理由離職者**(雇い止めなどによる離職)

いずれかの資格を
有することを
確認できるかた

【対象となる期間】

○平成22年3月31日以降離職されたかた……離職の翌日から翌年度末までの国保税を軽減

例)平成27年3月31日～平成28年3月30日離職のかた⇒平成27年度・平成28年度の国保税を軽減

例)平成26年3月31日～平成27年3月30日離職のかた⇒平成26年度・平成27年度の国保税を軽減

○平成21年3月31日～平成22年3月30日離職のかた……平成22年度国保税のみ軽減

対象となるかたは、国保税の算定にあたり、前年の給与所得を30/100として計算します。

◎**軽減例1**
世帯主(42歳)妻(42歳)、子の3人世帯
世帯主の平成26年給与収入300万円
給与以外の所得はない場合
軽減前の年税額 322,000円 → 軽減後の年税額 95,700円

◎**軽減例2**
世帯主(42歳)のみの1人世帯
世帯主の平成26年給与収入200万円
給与以外の所得はない場合
軽減前の年税額 170,800円 → 軽減後の年税額 36,700円

※上記はあくまで、一例であり、世帯構成・給与以外の所得(年金・事業所得等)などによっても、年税額・軽減額は異なります。詳しくは個別にお尋ねください。

◆軽減を受けるためには申請が必要です◆

雇用保険受給資格者証・国民健康保険被保険者証をご用意のうえ、ご相談ください。

国保税に関するお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係 (☎: 095-829-1226) まで
口座振替に関するお問い合わせは 収納課 収納係 (☎: 095-829-1130) まで

医療費の支払いがどうしても困難な場合

災害及び事業や業務の休止などにより、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難となった場合は、申請により医療費が免除される場合があります。

医療費のお支払いに関するご相談は国民健康保険課 給付係（☎：095-829-1136）まで

国保税の納付について

国民健康保険は、病気やけがなどの際の保険給付を、加入者それぞれが負担する国保税によって行う、支えあいの制度です。

国保税は国保事業の大切な財源ですので、必ず納期限内に納付してください。

国保税を滞納すると

納期限を過ぎると、まず督促状が届きます。督促状にかかる税金等を完納しない場合には、差し押さえ等の滞納処分を受けることもあります。

また、保険証の更新時に、通常より有効期限の短い「**短期保険証**」が交付され、有効期限が切れる度に更新・納税相談を実施することになります。

特別な事情もなく納期限から1年以上滞納した場合、一旦保険証を返還していただき、代わりに「**資格証明書**」を交付します。

これは、国保の資格を証明するだけのもので、医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となります。

納期限から1年6か月を経過すると、**国保の給付が全部または一部差し止められます**。
更に滞納が続くと、差し止めた保険給付額を滞納保険税に充てることとなります。

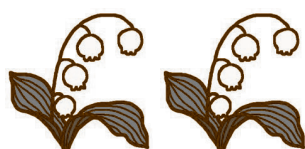
納税相談について

理由なく納付いただけない場合、**給与等の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります**。やむを得ない理由により納付が困難な場合は、徴収の猶予・分割納付の制度がありますので、**収納課**までお早めにご相談ください。

また、水害や台風などの天災、生活困窮、その他特別の事情があつて納付できない場合は、申請により国保税の全部または一部が免除される場合がありますので、**国民健康保険課賦課係**までご相談ください。

納税相談は収納課（☎：095-829-1130）まで

減免の相談は国民健康保険課 賦課係（☎：095-829-1226）まで



**国保税のお支払いは
便利で確実な口座振替で!**

